

○田島（一）委員 民進党の田島一成でございます。

休憩前に引き続きということで、三十分頂戴をいたしました。よろしく願いをいたします。

アメリカ・トランプ大統領によるパリ協定離脱宣言、さらには原子力機構の放射性物質のずさんな管理による被曝などなど、一般質疑で取り上げるテーマが本当に山ほどございまして、どれにしようかと実は本当に迷うほどの課題山積の国会会期末であります。こうした重要なテーマは同僚議員に譲るといたしまして、私の方からは、過日、五月の六日でしたか、六日付毎日新聞が一面で報道いたしました石綿の輸入問題について取り上げさせていただきたいと思っております。

きょうは財務副大臣にもお運びをいただいておりますので、どうぞ明快に、そしてしっかりと財務省の姿勢を示していただきたい。それこそ、森友学園等々で財務省は今非常に逆風にありますので、ここで正しい答えを出していただけるかにかかっていると思っております。そのことをどうぞ肝に銘じて臨んでいただきたい、そのことを冒頭をお願いしておきたいと思っております。

さて、この石綿でございます。ちょうど私が二期目のときだったでしょうか、大臣と一緒にこの環境委員会で、クボタ・ショックの折、石綿救済法の日切れ法案を本当に大急ぎで、とにかく救済が先だからということで審議させていただきましたね。きのうのこのように懐かしく思い出されておりますし、あのとき理事者としてお互い向き合っていたのが、今や質問者と答弁する大臣という関係であります。大変感慨深いものを感じながら、きょう、再びこの石綿を取り上げさせていただきます。

きょう、厚労の参考人にもお運びをいただいております。まず、この石綿の製造、輸入そして使用について、現在どのような扱いをされているのか、根拠となる法律も示していただいて、簡潔にお答えください。

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

石綿につきましては、労働安全衛生法第五十五条におきまして、その製造、輸入、使用が禁止をされております。ただし、試験研究のための製造、輸入、使用につきましては、都道府県労働局長による許可があれば可能となっているものでございます。

○田島（一）委員 きょう、お手元に、皆様に新聞記事をコピーしたものをお配りさせていただきました。ぜひ、質問を聞いていただきながら、この新聞の記事にも目を配っていただきたいんですけども、二つの記事、両方とも同じ五月六日土曜日付の毎日新聞の記事であります。東京、大阪、神戸の各税関で二〇一二年から一六年に計八件、アスベストを輸入した記録が貿易統計に残っております。

この新聞の記事によりますと、輸入許可通知書には八件とも英語でアスベストと書かれていたと。ちょうどこのお手元の資料の左下、写真がありますけれども、これは斜線で消されていますが、ローマ字でちゃんとアスベストとわかるように入っております。この貿易のナンバーも、アスベストの八六から始まっていることが明らかになっております。

このことからして、先ほど厚労省の方からも輸入は禁止だというふうに明確にお答えいただいたわけですけども、税関は実際に、このアスベストと書かれた輸入許可通知書にあるとおり、アスベストの輸入を許可したのかどうか、まず、参考人、お答えください。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

報道にございました八件の輸入申告につきましては、統計品目番号が六八一二九一〇〇番の加工した石綿繊維等を使用した製品のうちの衣類等や、六八一二九九〇〇〇番のその他のもの、六八一三二〇〇〇〇のブレーキ用等の摩擦材のうちの石綿を含有する自動車用の部分品などに分類されるものとして輸入申告をされたものであります。

税関といたしましては、申告内容に係る慎重な審査及び必要な検査を行った結果、当該貨物にはアスベストが含有されていないものと判断をいたしまして、輸入許可を行ったものでございます。

なお、この場合、実際にはアスベストを含有していない貨物でありましたことから、申告書の分類番号を訂正する手続きをすべきでありました。これを行わずに輸入許可をしていたということは遺憾でございまして、今後は、適切な事務処理が行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○田島（一）委員 今の話、何か、それだけ聞いていれば、すごくスムーズに訂正をさせたようにおっしゃっているんですけども、実は、きょうの毎日新聞にも、この内容、やはりちょっと問題がある記事も挙がっております。

今、何やら、実際にはアスベストの含有が少ないということで申請をそのまま受け入れたようでありまして、実際に、では、申請の訂正をされたのはいつだったのかとい

うのが、新聞記事では、毎日新聞が取材を始めてから訂正願を受理したというふうになっているわけでありませぬ。

つまり、一番最初に、この新聞記事にも挙がっておりますが、二〇一二年九月に入ったものから計算をすると、はるかに四年以上たってから訂正願を出させたことになっているわけでありませぬ。このあたり、どう説明されますか。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

八件の個々の輸入申告の訂正の経緯の詳細につきましては、個別の事項に関することであり、お答えを差し控えさせていただきますが、一般論として申し上げますと、税関が、外部からの指摘も含めまして、申告内容に誤りがある可能性というのを把握した場合には、輸入許可の後でありましても、申告内容を適正なものとする観点から、改めて輸入者等に申告内容に関する確認を行うことがございます。その結果として、申告内容の誤りが判明した場合には、輸入者等が輸入申告の訂正をするということが行われております。

○田島（一）委員 何か、もっともらしくおっしゃいますけれども、この輸入申告の訂正願というのは、では、一年間で大体何件ぐらい出されているんですか。わかりますか、これは通告はありませんけれども。

○藤城政府参考人 ちょっと件数については把握をしておりませぬ。済みませぬ。

○田島（一）委員 いわゆる通関にかかわりを持つ業者の方々にも、私は直接、情報収集させてもらいました。こういう、品目が変わって変更願、訂正願等々が通るんだったら、幾らでも出したいとさえおっしゃる業者さんもありました。いわゆる輸入の段階でかかってくる税率だとか、品目によって税金が大きく変わるわけですから、輸入業者さんなんかも、皆さん、出せるものならどんどん出したいというふうにおっしゃっているんですね。

ところが、そんなもの、あること自体知らないとさえおっしゃる業者の方もありました。にもかかわらず、今回、この石綿として輸入されたもの八件が、そっくりそのまま、日付もほぼ似通った時期に提出されているということは、これは財務省、税関の方から各業者に、毎日新聞の取材を避けるために、わざわざ働きかけをされたんじゃないですか。お答えください。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

訂正願に関しましては、私も部門の方に確認をしましたら、一日に数件とか、そういうものがあるもので、まず、決してないものではございませぬ。

その上で、先ほどの、財務省の方から働きかけたかという話でございますけれども、私どもの方としては、本件、この八件の輸入申告、これにつきましては、当初の申告の際に、先ほども申し上げましたけれども、慎重な審査、通関業者への照会に加えまして、必要なものは検査も行った上で、まず、アスベストがない、入っているものではないということは確認しています。

そして、今回、お尋ねの訂正願というのが出てまいりましたわけでございますけれども、税関から通関業者及び輸入者に対しまして、再度、アスベストが含まれていない貨物であることを照会し、確認し、その上でこの訂正願というのを受け入れているというものでございます。我々の方から、アスベストが入っているのに何か違うような形で訂正願を出してくれとか、そういうことは一切言っておりません。

○**田島（一）委員** であるならば、なぜ最初に、その輸入許可を出した二〇一二年から一六年にわたって、その都度その都度に、アスベストが含有されていないということで、品目や番号を変えさせなかったんですか。何でまとまって、毎日新聞が取材を始めてから訂正願がまとまって八件出てきているんですか。どう説明されますか、お答えください。

○**藤城政府参考人** お答えを申し上げます。

本件、最初に、当初の申告がございましたときには、先ほども申し上げましたけれども、本件について、アスベストが含まれているかどうかというところはまず真摯に審査を行い、必要な検査を行い、その確認をしております。

その上で、一般論ではございましたけれども、外部も含め、そのところに疑義があるような話というものがありましたときには、我々としては確認をしなきゃいけないので、確認を行い、そしてその結果、アスベストが含まれていないということでありますと分類番号が違ってまいりますので、一番最初に申し上げましたとおり、本来であれば、当初の輸入申告があったときに、その分類番号を変えて、これはアスベストがないものであるということを明定すべきであったというところは反省をしておりますけれども、結果として、そのところでの分類番号の変更というのが行われずに、最終的には今委員おっしゃったところの時点で訂正願というのが出てきた、こういう結果でございます。

○**田島（一）委員** 皆さん、そういうふうに、アスベストではないというふうに簡単におっしゃいますけれども、何で証明できますか、本当にアスベストではなかったということが。

情報開示をされている、それこそ、変更願や書類等々は、もうほとんどが墨塗り、この写真を見てもおわかりのとおり、何が本当に入ってきているのか、どういうものなのかと

いうのもわからないわけですよね。ましてや、まとまって、アスベストではなかった、鉄鋼製品であるとかブレーキパッドであるというふうに変更されても、どうやって信用すればいいんでしょう。しかも、日付が相当たってから、新聞記者の取材が始まってからこういうふうに訂正されているという事実、これは動きませんよね。ましてや、貿易統計に載せられている中には、その段階でもう既に、アスベストが輸入されているということで件数まで上がってきているわけなんですよ。

何でそういうところに注意が払えなかったのか、私は今もって残念でなりませんし、本当にアスベストでなかったのかどうか。輸入禁止のものなんです。にもかかわらず、そのまま、アスベストが輸入されているというふうに、書類上、スルーされている。入ってきたものが本当にアスベストかどうかはわからない。こんなばかな話がありますか。何を信用していいんでしょう。

皆さんがおっしゃっているようなお話を聞いていると、この貿易統計にはいまだに残っているわけですよ。訂正をかけるにも数カ月やほりかかっているから、貿易統計にそのまま残っているわけですよね。その場で本当ならば変えなきゃいけなかったと今お答えいただきましたけれども、いけなかったのに、全然、悪いとかいうような反省は全くないんですか。そのあたり、お考えをお聞かせください。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

実際に輸入をした段階で、その申告書の分類番号を訂正するべき手続というものをしていなかったということについては、これは遺憾であるというふうに考えております。

今後は適切な処理が行われるように、そこのところはしっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

○田島（一）委員 一回きりなら、私もそんなにぎゃあぎゃああほえるつもりもありません。八件も、これは実は新聞記者の取材で明らかになってきているわけでありまして。一度ならずとも、八度も同じようにそのままスルーしている。

もちろん、アスベストと品目に書かれて、それを輸入しようとしている業者の方も注意力がなさ過ぎます。本当に実は石綿だったんじゃないか。貿易に携わる人たちも、石綿が輸入禁制だということは恐らく知っていらっしゃる話でしょう。にもかかわらず、品目に石綿、アスベストと書かれているのに、それを堂々と輸入している。そして、それを税関もオーケーを出している。どう考えたって、素人が輸入しているわけじゃないんですよ、それを、何で八件も同じようなことが繰り返されるのか。私はそこに、実は本当に石綿だ

ったのじゃないのか、ひょっとしたらこれ以前にも石綿が輸入されていたんじゃないか、ほかにも見落としがあるんじゃないかということを心配するわけでありませう。

石綿が本当になかったというのは、何をもって我々は納得すればいいのか、示してください。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

労働安全衛生法の規定によりまして、アスベストを含有する物品の輸入に関しましては原則として禁止されているというところは委員御指摘のとおりでございます。ただ、その含有量が重量の〇・一％以下である場合は厚生労働省の許可を得なくとも輸入できるというふうなシステムになっております。

税関に対しましてアスベストを含有する物品の統計品目番号の貨物として輸入申告が行われる場合には、申告内容に係る慎重な審査、関連書類の吟味、通関業者等への照会、それから必要な場合には貨物の確認というものを現実に行っております。その上で、労働安全衛生法に基づく輸入許可証が必要かどうか、このことも含め、問題がないということが確認された場合のみ輸入許可を行うことといたしております。

御指摘の八件の輸入申告につきましては、いずれも、これらの審査等の結果、アスベストが含まれていないというふうに我々の方で判断をいたしまして、輸入許可を行ったものでございます。

○田島（一）委員 それは全然答えになっていませんよ。私は根拠を示せと言っているんですよ。

では、この八件、本当に現物を見て、違うということがわかったんですか。何で何年もたってから、まとまって六件の訂正願を受理しているんですか。おかしいでしょう。どう考えたって、これはおかしいですよ。

あなた方の怠慢が、結局、これは業者をお願いして、訂正願を出してくれと行って頼んだんじゃないんですか。あなた方と業者が結託してやった話じゃないんですか。そこを明らかにしてください。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

実際の貨物の確認に関しましては、リスクに応じて現物の確認をいたします。

本件に関しましては、まず、先ほども申し上げましたが、机上のしっかりとした審査、関係書類の吟味、通関業者、輸入者への照会等々を踏まえた上で、リスクがあると考えられるものについては現物検査を実際に行っております。その上で、我々としては、これについてアスベストは含まれていないという判断をしたのは先ほど申し上げたとおりでございます。

そして、実際の訂正願というものは分類番号の変更の話でございまして、アスベストがそこにあったとかなかったという話とはまた別に、分類番号が、アスベストがないのであれば正しい番号にする、事実在即した番号にして、その修正をするということが必要だという観点からしていただいたわけでございます。確かに数年たった後でそういうようなことを業者の方からしてはいただいておりますけれども、そのところは分類番号の話でございます。

○田島（一）委員 石綿の含有率が〇・一％以下だったら輸入しても問題ないというのは私も承知しています。でも、〇・一％以下だったら、わざわざ品目にアスベストなんて書かないんですよ、輸入する人は。にもかかわらず、書類の上ではアスベストと書いてあるんですよ。

さっき私は間違っただけと言いましたが、六八から始まっているものは必ずアスベストの含有の品目だということが、数字を最初の二桁見ただけでもわかるわけですよ。にもかかわらず、それをスルーしている、大丈夫だと。だったら、その場で誤解を与えないように絶対チェックすべきでしょう。

念のため、厚労省さん、聞かせていただきますけれども、労働安全衛生法ではアスベストの輸入は禁止されていますよね、おっしゃったとおり。関税率表にも他法令確認貨物ということで注記されています。厚労省は、ちなみに、この八件、輸入されたアスベストを、直接相談を受けて許可をされた経験はありますか。

○土屋政府参考人 御指摘の八件につきましては、いずれも都道府県労働局長による許可を行っていない事案であるというふうに承知しております。

○田島（一）委員 厚労省には相談も何もないということが今明らかになりました。

本当にアスベストであれば、当然、労働安全衛生法に基づいての引き合い、許可のオーケーの話が出てまいります、研究目的等々であったとしても。にもかかわらず、今回、書類上、我々が現物を見るわけにはまいりませんから、この書類の中で、いわゆる訂正願が出される前の段階では、アスベストだというふうにしか当然理解はできません。

この訂正願をそれぞれが五月雨式に、各業者が本当に自分たちのミスだということ言うのならば、日をあけずして本来出されてしかるべきだと思います。にもかかわらず、きょうの毎日新聞の記事によると、毎日新聞が取材を始めたのは二〇一六年の九月中旬だということです。その後、それまでに輸入許可されていた八件の訂正願が、九月の下旬から十月下旬にかけてまず六件、そして、一七年の一月初旬に東京、神戸の各税関が計二件の訂正願を受理したことになっています。

この訂正願を受理した一月の中旬に、ようやくこの三税関が情報開示請求に応じて決定をしているという、余りにでき過ぎたこのストーリーを見ると、皆さんが八件の輸入業者に変更願を出させて、それを待ってから情報開示請求、情報開示を決定したとしか思えないんですね。ここはもう正直に告白された方がいいんじゃないですか。きょうの毎日新聞、お読みになっていないならば、私、お渡ししますよ。

皆さんがやっている話、やっていること、説明されていること、何やら、間違い、石綿ではなかったから訂正願を出させたとつないでいらっしゃいますが、その間にはとてつもない空白があるわけですね。その前に……聞いていますか。質問している人に対して失礼ですよ。何を考えているんですか、あなた。ばかにするのもいいかげんにしてください。こっちは真剣なんです。あなた方だって、これだけ新聞沙汰になっているんですから、緊張感を持っているはずですよ。今ここで担当者に聞く必要、何があるんですか。だったら、担当者に最初から答弁させてください。本当に不愉快ですよ。

今回出されているこの八件の訂正願、余りに不自然な提出の仕方ですよ。どう考えたって、税関のあなた方が業者をお願いをして、あなた方業者のミスだからということにしてくれと、官民が癒着をして、結託をしてこれを出させたんじゃないですか。だから情報開示を決定したんじゃないですか。どう説明できますか。

○藤城政府参考人 先ほどは大変申しわけございませんでした。

その上で、今のお尋ねの件でございますけれども、情報開示されたものの中では、分類番号が変わっているという事は見えるような形になっております。つまり、訂正願を出させた上で情報公開を認めたという段取りにはこれはなっておりません。私ども、そこについて訂正願を出すということについて、何か隠すとか、そういう意図はまずございません。

それから、訂正願を出されたということに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、アスベストというものが含有されていないというふうに我々は判断をして輸入許可をしておりましたけれども、分類番号が違うということについてその確認を業者に行い、

そこで改めてアスベストが含まれていないということ判断した上で、この訂正願というものが業者の方から出されている、こういうふうな流れになっております。

○田島（一）委員 こういうミスを犯した現場に対して処分は行われたんですか。お答えください。

○藤城政府参考人 お答えを申し上げます。

この分類の間違いというものを、事実上見過ごしたというか、その者についての処分というものは行っておりませんが、しかし、こういうようなことはあってはならないことですので、全ての税関の現場に対しまして、分類等のチェックについては、当然のことではありますけれども、改めて、しっかりやるように、こういうことを指示しております。

○田島（一）委員 あってはならないことと言いながら、処分は全くしない。全然話が通じませんね。あなた方の緊張感と問題意識が全然私には感じられません。

副大臣、きょうお越しいただいています。

きょうの毎日新聞の社会面にも、現場の税関の職員の赤裸々な告白も載っています。「審査では拳銃や禁止薬物を見つけることに主眼が置かれ、石綿など他の規制品はおざなりになりがちだ」「担当者も全ての輸入禁止品を把握できておらず、審査がずさんな現状がある」、こういうことを現場の職員はぼやいているんですよ。

実際に今、輸入の申告数は、ここ十四年で倍増しています。にもかかわらず、税関の職員数というのはほぼ横ばいなんです。見落とすのも当然だというような現状があります。

もちろん、拳銃や禁止薬物の取り締まりも大切ですが、禁止されているアスベストがこういうふうに堂々と、一件ならずとも、八件も輸入されたような書類がそのまま通っている、貿易統計にまで載っている。恥ずかしいと思いませんか。

どのようにこれから省内で、また税関に対して、副大臣として、通達また訓示、処分されていくのか、お答えください。

○木原副大臣 委員御指摘の八件の輸入申告につきましては、必要なものについては当時現物の確認を行ったという報告を受けました。その上で、慎重な審査等の結果、アスベストが含有されていないものと判断して輸入許可を行ったものであるということでありませ

他方、アスベストを含有していない貨物と当時判断したにもかかわらず、やはりアスベストを含有する貨物の統計品目番号のまま輸入許可されてしまった点は、これは大変遺憾であると思っております、このようなことが発生しないように指導し、再発防止に努めてまいります。

今後とも、アスベストを含めて、輸入が規制されている物品の審査等に当たっては、関係省庁と連携しつつ、厳正に取り組んでまいります。

○**田島（一）委員** 答えにまだなっていないんですよ。要は、人が足りないからこういうような事件が起こっているのではないかという私の提案、問題提起であります。その点についてどうお考えなのか。

それと、現物確認をしているというお答えでしたけれども、実際に取材の回答では、大阪では現物確認していないと税関現場では答えているんですよ。そういうところもあるということを見落として、一部やっていることだけを取り上げて全てやっているかのようなお答えをされるのは、私はどうも気に入らない。

もう一度お答えください。

○**木原副大臣** 昨今、訪日外国人、日本に訪問される方が非常に予想以上にふえているという状況、また、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックが控えているという現状、そういうことを踏まえて、税関職員については、今後適切に増員するという計画でやってまいりたいと存じます。

また、その毎日新聞の記事、大阪税関と私どものやりとりについてでございますので、そこは詳細はわからないわけですが、しかし、実際に必要なものについては現物の確認を行った、そのように報告を受けているところでございます。

○**田島（一）委員** とにかく、現場の苦勞を知らずに話を進めていくと、とんでもない記録だけがこうして残ってしまいます。何年もたってから、新聞記者の取材が始まってから慌てて取り繕うような、こういうことをやっていたら、財務省というよりも税関というよりも、とにかく政府に対する信用がますます失墜してしまいます。

外国人の訪日者がふえたから人をふやすのではなく、それこそ、もうこうして、貿易統計等々から見ても、輸入申告の数が倍増しているという実態を踏まえて増員を検討しなければならぬんですよ。理由がやはり曖昧だと思いますね。そこのところ、ぜひ緊張感を持ってやっていただきたい。

本当に石綿でないことを私は切に祈っていますが、もしこの輸入されたもので石綿健康被害がさらに広がっていくんだとすれば、あなた方、相当な覚悟でこの事件を振り返っていただかなければなりません。

最後に、山本大臣、私たちは、あのクボタ・ショックのときに、本当に身も凍るような、被害者の皆さんと向き合って、この対策を議論してきました。輸入や製造等々も禁止をし、そして、被害に遭われた方、御遺族の方々に少しでも報いよう、そんな思いで向き合ったはずです。あのとき、時の大臣は小池現都知事であります。被害者団体の皆さんには崖から飛びおりとまでおっしゃいましたが、ちっとも崖から飛びおりにいないと被害者団体の皆さんは怒っていらっしやいました。

そんなことを振り返ると、今、あのときの議論から十年半たっているにもかかわらず、こうした石綿の輸入禁止が、本当に禁止されているのかどうかわからない事態が新聞紙上でこうして国民の皆さんに開示されている、不安を増幅させているという事実があります。

所管ではないとおっしゃるかもしれませんが、私たちは、あのとき真剣に議論を合った間柄であります。そのことを振り返っていただいて、今回のこの財務省の、税関のずさんなやり方に対してどのような感想をお持ちなのか、また、関係する省庁で、この石綿の被害をこれ以上絶対に拡大しないという決意も含めて、ぜひ、最後、締めのお答えをいただきたいと思います。

○山本（公） 国務大臣 田島委員御指摘のとおり、十年ちょっと前にアスベストの救済法をつくりました。最後、採決のときに、患者団体の方が傍聴に見えておられました。さっきの小池大臣の話もございましたが、私自身も、十分ではないかもしれないけれどもまずは一步が踏み出せたという思いで、あの採決、御協力をいただいたと思っております。にもかかわらず、報道が事実とするならば、このような案件が起きてきたということを非常に残念に思います。

水際でチェックするのが当然じゃないか、それは当然なんです。やってもらわなきゃ困るんです。我々はそのまで手が回りません。だけれども、いろいろ私も物流のことを研究する中で、税関であったり、また荷受け業者であったりする方からの御意見を聞いたときに、やはり緊張感というのが、日々同じルーチンの仕事をやっているとしたんだんだんだん緊張感が薄れてくるという話を聞きました。これは財務省にもお願いしたいと思いますが、やはり、同じ仕事を毎日毎日繰り返している方はどうしても緊張感が薄れていきます。この毎日新聞の報道が事実とするならば、輸入禁止品という意識がなかった、まずそういうことなんだろうと思います。

ぜひ、その辺のことは、これからも我々、関係省庁と連絡とといいますか連携を密にして、もう一度、アスベストが輸入禁止品なんですよということをどうやって現場に認識してもらうかをやはりちょっと連絡し合っていきたいなというふうに、今、お話を伺いながら感じておりました。アスベストがまだ入ってきているのかというのが率直な驚きでしたので、事実とするならば。

○田島（一）委員 ありがとうございました。